

○議長（河野）10 番、西村宣之君。

○10 番（西村）議長 10 番、西村宣之。

○議長（河野）西村君。

○10 番（西村）通告に従い、一般質問をいたします。

「避難所運営マニュアルを地区別に」。

阪神淡路大震災より 30 年が経過し、2011 年には北日本大震災の発生により 2 万 2 千余の犠牲者を出し、津波により原発にも被害を及ぼし、住民への影響は未だに及んでおります。昨年には、能登半島において、地震による被害に続き豪雨による被害、今年になっては豪雪による被害も発生しています。自然の猛威は人類の想定をこえて被害を及ぼすことを思い知らされます。西日本においては、南海トラフ地震の被害が予測されており、県による南海トラフ地震の被害予測では、沿岸部および島しょ部での津波の被害が想定され、県内死者数予測では災害関連死を含み 1,600 人が被災予測されています。

災害時での避難所は安心安全の拠点とならなければいけません。大規模災害時の過酷な環境下での避難生活が原因で命を落とす災害関連死が問題視されており、避難所の空調設備、簡易ベッドやプライバシー確保のためのパーティションなどの市町が進める避難所の生活環境整備にも補助すると、県の 25 年度予算に一般会計では、19 億円の未来投資枠を設定し、池田知事は「香川県の未来を開く予算」と表現しています。また、香川大学地域強靱化研究センターの磯打千雅子特命准教授は、「避難所の生活環境は体調を崩すのを防ぐほか、避難所の劣悪な環境を理由に避難を敬遠する住民を減らし、避難のハードルを下げる効果もある。」と対策の推進を求めています。

現在では、建築物に加え土木の分野においても、耐震基準が強化され、防災の面において各方面での対策が進んでおり、一般住宅においても、耐震診断・耐震補強と補助金の給付により対策が進んでいます。そして、ソフト面における防災の対策は多種多様に及びます。本町においては、防災訓練を自治会加入の地域住民を主体とした参加者により、自助共助の必要性の啓発が展開されています。本年度、町長の施政方針でも「地域コミュニティの衰退化による地域の共助体制が弱体化している地域コミュニティでの助け合いの重要性の意識向上を図るとともに、住民主体による救援活動について、人命救助、応急救護、初期消火、給水体験、土嚢の作成、避難所設営、炊き出しなど、また、災害急性期段階においては、消防、警察、自衛隊、医療機関、協定団体などと連携し、町全体での総合的な防災訓練を計画している。」とあります。

災害時には、町職員を含め地域住民全てが被災者となるため、災害時での避難所では住民による設営、運営が必要とされます。自助、共助はより一層必要性が求められます。

そこで、避難所の運営マニュアルが必要になります。本町では令和3年に作成された避難所運営マニュアルが、避難訓練の基本となっており、避難所の開設から統合・閉鎖までが明記され、各地区にて避難訓練が実施されています。しかし、マニュアルには地域による区別が明記されていません。各地区の避難所には規模の差異と地理的条件、すなわち被災者と避難所の距離の問題もあり、地域避難所別のマニュアルがあることが避難期間の計画にも役立つのではないのでしょうか。町は、どのように考えるか。

また、本町での南海トラフ地震による被害想定では、津波の被害は想定されていないが、県下の他市町からの依頼により沿岸地域及び島しょ部からの避難者の受け入れについては他市町との避難協定が締結されています。本町の地域防災計画にも他市町の被災者の受け入れ、救済についても明記されています。今後の避難訓練の中で他市町との共同訓練は必要であると考えますが、今後の計画はありますか。

以上、2点を質問といたします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

近い将来発生が危惧されております、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は、今年80%程度と上がりました。南海トラフ地震の最大クラス発生時では、本町の避難者数は発災から1週間後がピークで660人と想定をされております。その際、町職員の避難所への派遣も困難となることが予想され、避難所運営は避難者自身が主体となり、町職員と協力して運営することが必要であり、円滑な避難所運営と避難所の質の向上を図る上でも、避難所運営マニュアルは重要と認識をしております。

近年、本町の避難所運営マニュアルを基に避難所運営訓練を行い、町民の方々に運営要領について周知・認識していただいているところであります。

また、平成28年4月に出されました内閣府の「避難所運営マニュアル」では、「避難所開設時においては、避難所生活は住民が主体となって行うべきもの」とありまして、自主運営が基本となり地域住民が主体となりお互いが助け合って運営することが望まれ、自治会や自主防災組織などのコミュニティーを中心に運営することで、早期の生活再建や復興につながるものと考えております。避難所は、それぞれの施設で状況が異なり、その避難所運営の準拠となる避難所運営マニュアルは、共通的な部分と各避難所の特性を考慮した部分とを加味したものとなるよう、これまでの訓練成果や避難所の特性に合わせて、各地区

ごとのマニュアル作成について、検討してまいりたいと思います。

次に、「避難訓練におけます他市町との共同訓練」についてであります。現在、県下 17 市町と県との間で、災害時に相互の応援が迅速かつ円滑に行えるよう「災害時の相互応援に関する協定」、これを締結しており、その中の応援の対象項目において、「被災者を一時収容するための施設の提供」、これが明記をされております。

本協定に示す応援についての訓練は、現在のところ予定はしてありませんが、他の災害協定につきましても同様に、協定に基づき迅速かつ円滑な対応を行うために、関係機関との協議や情報交換など連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○10番（西村）議長。

○議長（河野）西村君。

○10番（西村）はい。

○10番（西村）答弁ありがとうございました。

各地区のマニュアルが近い将来、細かく表示されることを期待しております。たまたま今回なんですけれども、大船渡市で大きな火災が発災しております。町内においても、林野地区が、大きいために、いつ本町で起きるかわからないような状況であります。

またその中でも、被災者はあり得るのではないかと想定されますが、ぜひこのあたりのマニュアルへの挿入は可能なのでしょうか。

またその地区での避難所をどのように開設していくか、突然ですけれどもお願いします。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）西村議員の再質問についてお答えをいたします。

先般、発生いたしました大船渡市での、いわゆる林野火災での火災において、本町でも当然起こりうるというところの中でその際の対応、避難所の開設であるとかいうところのご質問かと思っておりますけれども、地域防災計画の中でも、地震にかかわらず、風水害も含めまして、内容としては記載をされております。

そういった中で火災に関しましても、災害に準じまして、当然、住民が避難を要するという際には、避難所の開設、これも当然町としては行わなければならないというふうな認識でございますので、そういう大規模火災につきましても、避難所開設につきましても対応してまいります。

またこれにつきましても対象となります地域、これも状況によって変わっておりますので、そういった部分も含めまして受入体制は、同様に進めてまいり

たいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、再質問の答弁といたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○10番（西村） はい、ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で西村君の一般質問を終わります。